

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月13日
【四半期会計期間】	第144期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	相鉄ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sotetsu Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鳥居 眞
【本店の所在の場所】	横浜市西区北幸一丁目3番23号 (注) 上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記本社事務所において 行っております。 (本社事務所) 横浜市西区北幸二丁目9番14号
【電話番号】	(045)319 - 2043
【事務連絡者氏名】	経営戦略室 課長 三浦 英希
【最寄りの連絡場所】	横浜市西区北幸二丁目9番14号
【電話番号】	(045)319 - 2043
【事務連絡者氏名】	経営戦略室 課長 三浦 英希
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第143期 第3四半期連結 累計期間	第144期 第3四半期連結 累計期間	第143期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
営業収益(百万円)	187,575	184,478	262,872
経常利益(百万円)	8,218	8,733	10,576
四半期(当期)純利益(百万円)	5,404	6,667	6,848
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,926	10,755	5,855
純資産額(百万円)	65,796	75,025	66,723
総資産額(百万円)	559,405	522,703	545,538
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	12.14	13.60	15.04
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	11.7	14.3	12.2

回次	第143期 第3四半期連結 会計期間	第144期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益(円)	3.06	9.91

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」については、潜在株式が存在しないため、「-」で表示しております。
4. 第143期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社に異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成23年12月22日開催の取締役会において、当社の完全子会社である相鉄ローゼン(株)の株式の20%を丸紅(株)へ譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

詳細につきましては、『第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)』に記載のとおりであります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、昨年3月に発生した東日本大震災の影響に加えて欧州債務問題及び米国経済の停滞に伴う景気後退懸念や円高の影響を受けることとなりました。雇用・所得環境は依然として厳しい状況が続き、個人消費も弱い動きがみられるなど、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

このような状況の中、相鉄グループにおける当第3四半期連結累計期間の営業収益は、主に建設業や流通業における減収により1,844億7千8百万円(前年同期比1.7%減)となりましたが、営業利益は主に不動産分譲業における引渡戸数の増加により125億8千5百万円(前年同期比2.9%増)、経常利益は87億3千3百万円(前年同期比6.3%増)、四半期純利益は、子会社である横浜ケーブルビジョン(株)の株式譲渡に伴う特別利益の計上等により66億6千7百万円(前年同期比23.4%増)を計上するにいたしました。

なお、子会社である相鉄ローゼン(株)につきましては、平成20年より当社、相鉄ローゼン(株)及び丸紅(株)の3社間における業務提携関係の下で同社の経営改善を進めておりましたが、12月に当該3社間で新たな資本・業務提携契約を締結するとともに、平成24年1月1日付で当社が保有する相鉄ローゼン(株)の株式の20%を丸紅(株)に譲渡いたしました。新たな資本・業務提携契約の締結及び株式譲渡によって会社間の連携を一層強化し、相鉄ローゼン(株)の経営改善を今まで以上に推進することによってグループ企業価値の向上を図ってまいります。

各セグメント別の状況は以下のとおりであります。

a. 運輸業

相模鉄道(株)の鉄道業、相鉄バス(株)の自動車業を中心としております。

相模鉄道(株)では、駅及び車両のバリアフリー化、改良工事等を計画的に実施し、お客様に安全・快適にご利用いただけますよう施設・車両の整備に努めており、5月には、主要機器のバックアップ機能を装備しユニバーサルデザインとバリアフリー化に対応した新型車両11000系1編成(10両)を導入し、9月には架線の点検を行う検測装置を更新し、10月には保守用車両である新型マルチプルタイタンパーを導入いたしました。

さらに、相模鉄道本線(星川駅~天王町駅)連続立体交差工事を推進するとともに、東日本旅客鉄道(株)との相互直通運転につきましては、現在、用地取得や西谷駅構内の準備工事等を実施しており、東京急行電鉄(株)との相互直通運転につきましても早期着工に向けた各種取組みを進めております。

また、政府による電力使用制限令の発動期間は列車の運行本数を一部減らした節電に伴う特別ダイヤで運行しました。

運輸業全体における当第3四半期連結累計期間の営業収益は、主に東日本大震災の影響により298億2千5百万円(前年同期比2.4%減)、営業利益は53億7千万円(前年同期比2.4%減)となりました。

b. 建設業

相鉄建設(株)を中心としており、営業力の強化、技術力の強化等に努めましたが、引続き事業環境が厳しい中で推移いたしました。なお、相鉄ホーム(株)においては、同社を取巻く経営環境等から事業の見直しを行い、戸建住宅の建築請負事業から撤退することといたしました。

以上により、当第3四半期連結累計期間の営業収益は95億5千7百万円(前年同期比26.9%減)、営業損失は5億7千7百万円(前年同期は1億5千4百万円の損失)となりました。

c. 流通業

相鉄ローゼン(株)のスーパーマーケット業、相鉄流通サービス(株)及び(株)イストの流通事業、相鉄興産(株)の砂利類販売業を中心としております。

相鉄ローゼン(株)では、「大和店」(神奈川県大和市)をはじめ合計12店舗で改装を実施したほか、「さがみ野店」(神奈川県海老名市)をはじめ合計9店舗で営業時間の延長を実施し利便性の向上に努めました。また、毎月2回開催している「ローゼン市」を6月からさらに強化するとともに、水産部門、惣菜部門の充実、年末商戦においてはお正月商品の積極的な販売等を行い収益力の向上に努めました。

相鉄流通サービス(株)及び(株)ムーンでは、4月に「カラオケムーン大船店」(神奈川県鎌倉市)、11月に「カラオケムーン大山店」(東京都板橋区)、12月に「カラオケムーン上野店」(東京都台東区)をそれぞれ新規開業し、カラオケ店は全15店舗となりました。また、相鉄流通サービス(株)及び(株)イストでは、7月に相鉄線かしわ台駅改札外にコンビニエンスストアとしては11店舗目となる「ファミリーマート相鉄かしわ台駅店」を新規開業する等、事業基盤の拡充と収益力の向上に努めました。

流通業全体における当第3四半期連結累計期間の営業収益は、主に相鉄ローゼン(株)において前期に実施した店舗閉鎖の影響や相鉄興産(株)の減収等により810億2千万円(前年同期比4.0%減)となりましたが、営業利益は、主に相鉄ローゼン(株)の増益や(株)イスト・(株)ムーンにおける店舗増加の効果等により4億1千8百万円(前年同期は3億5千9百万円の営業損失)となりました。

d. 不動産業

相鉄不動産(株)及び相鉄不動産販売(株)の不動産分譲業並びに(株)相鉄アーバンクリエイティブ、(株)相鉄ビルマネジメントの不動産賃貸業を中心としております。

相鉄不動産(株)及び相鉄不動産販売(株)の分譲業では、「グレースシアガーデンたまブラーザ」(川崎市宮前区)、「グレースシアパーク仲町台」(横浜市都筑区)、「グレースシアパークス横浜関内」(横浜市中区)等の集合住宅や戸建住宅を合計553戸分譲いたしました。

(株)相鉄アーバンクリエイティブ及び(株)相鉄ビルマネジメントの賃貸業では、事業基盤の強化・拡充等を進めており、6月には、「相鉄南幸第6ビル」(横浜市西区)を取得いたしました。また、横浜駅西口の「相鉄ジョイナス」や「ザ・ダイヤモンド」をはじめとしたショッピングセンターにおいて魅力あるテナントを誘致する等、収益力の向上に努めました。

不動産業全体における当第3四半期連結累計期間の営業収益は、主に分譲業における引渡戸数の増加により513億9千万円(前年同期比8.4%増)、営業利益は72億9千6百万円(前年同期比10.2%増)となりました。

e. その他

相鉄企業(株)のビルメンテナンス業、相鉄ホテル(株)のホテル業、(株)相鉄エージェンシーの広告代理業を含めております。

「横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ」を運営している相鉄ホテル(株)では、様々な販売施策を推進するとともにコスト管理の徹底を図り収益の確保に努めました。また、12月にはカラオケルームを「ミーティング」、「カラオケ」、「パーティー」の多目的に利用できる「プライベートファンクションルーム」に改装しました。

宿泊特化型ホテルの開発・運営を手がける(株)相鉄イン開発・相鉄イン(株)では、11月に「相鉄フレッサイン浜松町大門」(東京都港区)、12月に「相鉄フレッサイン東京京橋」(東京都中央区)、「ホテルグランドフレッサイサ坂」(東京都港区)がそれぞれ開業し、宿泊特化型ホテルは全6店舗となりました。引き続き多店舗化による事業基盤の拡充と収益力の向上を進めてまいります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

株式会社の支配に関する基本方針について

当社の「株式会社の支配に関する基本方針」(以下、「基本方針」といいます。)は、以下のとおりであります。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社を支えるさまざまなステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に最大化させる者でなければならぬと考えます。

従いまして、特定の者又はグループが当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により（以下、本項において、当該特定の者又はグループを「買収者等」といいます。）、当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれがある場合等、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化のために相当の措置を講じます。

基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

当社は、基本方針実現のため、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に向けて以下の取り組み（以下、「本取り組み」といいます。）を実施しております。

相鉄グループは、「快適な暮らしをサポートする事業を通じてお客様の喜びを実現し、地域社会の豊かな発展に貢献します」という基本理念のもと、横浜駅と神奈川県央部を結ぶ鉄道路線を中心とし、それを補完するバス路線のネットワーク、そして沿線の宅地、商業施設等の開発をはじめとするさまざまな生活関連サービスを沿線で暮らしているお客様に提供するという事業構造によって成長してまいりました。

相鉄グループは平成17年4月に持株会社体制に移行し、この新しいグループ経営体制のもと、相鉄グループが長年にわたる相鉄線沿線地域での事業展開により培ってきたお客様からの信頼を活かして競争力を高め、「地域ナンバーワンの快適生活応援企業グループ」となることをめざし、事業の選択と集中の強化、CS 経営の推進と沿線価値の向上による相鉄ブランドの維持及び形成並びに財務体質の改善等に取り組んでまいりました。前期においては、このグループ経営体制の一層の強化をめざし、平成22年10月1日をもって当社が保有しておりました自動車事業を分社する等の事業再編を実施いたしました。これにより、当社は純粋持株会社となり、純粋持株会社体制への移行を最終目標として取り組んでまいりました相鉄グループ新経営管理体制の構築が完了いたしました。今後も、この新経営管理体制のもと、コア事業である鉄道業・不動産業・流通業への経営資源の重点投下や宿泊特化型のホテル業といった新規事業展開を積極的に行うとともに低効率な事業については抜本的な改善策を実施する等、事業の選択と集中をさらに強化してまいります。

また、平成27年開業予定の相鉄線とJR線との相互直通運転及び平成31年開業予定の相鉄線と東急線との相互直通運転により、相鉄線沿線の利便性が向上し、沿線の将来性及びポテンシャルが大いに高まることが期待されます。この機を捉え、相鉄グループとしての長期的な成長戦略を描き、その実現に向け邁進するための成長戦略ロードマップとして、昨年、Vision100を策定いたしました。今後は、このVision100のもと、鉄道業におけるさらなるサービスの充実や、沿線の開発に積極的に取り組み、沿線価値の向上と相鉄ブランドの維持及び形成に努め、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化することで株主の皆様のご期待に応えてまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みについて

当社は、基本方針に照らして不適切な者（以下、「例外事由該当者」といいます。）による当社株式の大規模買付行為を防止するための取り組みについて検討を行ってまいりました結果、具体的な対応策を導入することが適当であると判断し、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）に関する定款変更議案及び本プランの導入に関する承認議案を平成19年6月28日開催の第139期定時株主総会に提出し、株主の皆様のご承認をいただいております。

(ア) 本プラン導入の目的及び理由

当社は、当社株式の大規模買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）を行おうとする者（以下、「買収者グループ」といいます。）が出現した場合でも、買収者グループに対して株式を売却するか否かの判断や、買収者グループに対して会社の経営を委ねることの最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。また当社は、株主の皆様に対して、ご判断にあたっての種々の情報を分析し検討していただくために、十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

本プランは、買収者グループに対して、事前に必要な情報の提供を求めると及び大規模買付行為を一定期間行わない旨の誓約を求めることにより、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断すること、取締役会が大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に提示すること、あるいは株主の皆様のために交渉すること等を可能とし、もって例外事由該当者等による大規模買付行為を防止することを目的としております。

(イ) 本プランの概要

本プランに関し、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、新株予約権の無償割当て等による対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行う場合に備え、予めその手続き及び行動指針を「対抗措置発動等ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」といいます。）として定めております。

a. 対抗措置の対象となる大規模買付行為

当社の株券等について、買付後の所有割合が20%以上となる公開買付け等といたします。

b. 対抗措置発動の対象となる買付提案

いわゆるグリーンメイラーによるものである場合、運輸業の安全性若しくは公共性又は利用者の利益の確保に重大な支障を与えるおそれがある場合等、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を損なうと判断されるものといいたします。

c. 対抗措置発動の決定機関

本プランに定める手続きに買収者グループが従わない場合、取締役会の決議により対抗措置を発動いたします。

本プランに定める手続きに買収者グループが従った場合でも、当該買収者グループが例外事由該当者に相当すると判断した場合、取締役会は、株主総会の招集及び対抗措置発動の承認に関する議案の提案を決議いたします。対抗措置は、株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合に発動することといたします。

それ以外の場合には、対抗措置は発動されません。

d. 対抗措置の内容

原則として、新株予約権の無償割当てによります。例外事由該当者に対しては、その権利行使を認めない等の行使条件等を付すことがあります。

(ウ) 本プランの導入、継続、廃止及び変更等

本プランは、平成19年6月28日開催の第139期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたことにより効力を生じており、取締役会において廃止の決議が行われた場合に廃止されるものといいたします。当社取締役の任期は1年であるため、定時株主総会における取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本プランの継続又は廃止に関する株主の皆様のご意思を確認することが可能です。また、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議いたします。

(エ) 本プランが株主の皆様と与える影響

本プランの導入時及び本プランに基づく新株予約権の発行時には株主の皆様のご権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。しかしながら例外事由該当者につきましては、本プランに基づく対抗措置の発動により、その権利及び経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。また、例外事由該当者に該当しなくとも、基準日における最終の株主名簿に記録されていない場合等には、権利が行使できない場合があります。

本取り組み及び本プランに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

本取り組みは、前述のとおり、基本方針の実現のため、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に向けて取り組むものであります。

また、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の最大化の原則、事前開示・株主意の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものであります。

このため、当社取締役会は、本取り組み及び本プランが基本方針に沿い、株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(ア) 企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化

本プランは、買収者グループに対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために買収者グループと交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を目的として、導入されたものです。

(イ) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び買収者グループの予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示しております。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(ウ) 株主意の重視

当社は、平成19年6月28日開催の第139期定時株主総会において本プランに関する定款変更議案及び本プランの導入に関する承認議案を付議し、本プランは株主の皆様のご承認が得られることを条件にその効力が発生するものとするので、本プランの導入についての株主の皆様のご意思を反映させております。

(エ) 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び買収者グループとの交渉等を行うにあたっては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るうえで検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されております。

(オ) 本ガイドラインの設定

当社は、本プランにおける各手続きにおいて当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続きの透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けています。本ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることとなります。

(カ) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも継続、又は廃止の決議をすることができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社はいわゆる期差任期制を採用しておらず、取締役の任期を1年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(ご参考)

本プランの詳細はインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.sotetsu.co.jp/ir/rights-plan/index.html>)に掲載しております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	490,727,495	490,727,495	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 1,000株であります。
計	490,727,495	490,727,495	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	490,727,495	-	38,803	-	15,440

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 562,000	-	1(1) 発行済株式の「内容」 欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 487,105,000	487,105	同上
単元未満株式	普通株式 3,060,495	-	同上
発行済株式総数	490,727,495	-	-
総株主の議決権	-	487,105	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,000株(議決権1個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式596株、証券保管振替機構名義の株式600株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 相鉄ホールディングス 株式会社	横浜市西区北幸 一丁目3番23号	562,000	0	562,000	0.11
計	-	562,000	0	562,000	0.11

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株(議決権2個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役 社長	社長執行役員	代表取締役 社長	社長執行役員 業務推進室長	鳥居 眞	平成23年7月1日
取締役	副社長執行役員 経営戦略室長	取締役	副社長執行役員 経営戦略室長 兼 経営戦略室部長 (第一統括担当)	林 英一	平成23年7月1日
取締役	常務執行役員	取締役	常務執行役員 業務推進室 副室長 兼 業務推進室部長 (労務担当)	坂 卷 敏	平成23年7月1日
取締役	執行役員 経営戦略室部長 (第二統括担当)	取締役	執行役員	千原 広司	平成23年7月1日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,252	10,458
受取手形及び売掛金	16,076	15,818
たな卸資産	47,593	41,812
繰延税金資産	4,472	3,575
その他	12,699	9,797
貸倒引当金	678	629
流動資産合計	93,416	80,832
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	187,335	182,864
機械装置及び運搬具(純額)	15,066	14,989
土地	180,704	182,317
建設仮勘定	7,049	6,057
その他(純額)	5,397	4,131
有形固定資産合計	395,553	390,361
無形固定資産		
のれん	3,416	3,175
借地権	1,746	3,518
その他	5,348	4,361
無形固定資産合計	10,512	11,055
投資その他の資産		
投資有価証券	7,425	7,259
長期貸付金	90	86
繰延税金資産	14,749	9,841
その他	24,312	23,729
貸倒引当金	589	510
投資その他の資産合計	45,988	40,406
固定資産合計	452,054	441,823
繰延資産		
株式交付費	67	47
繰延資産合計	67	47
資産合計	545,538	522,703

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,356	13,865
短期借入金	81,811	66,435
1年以内償還社債	4,450	19,450
リース債務	620	413
未払法人税等	3,436	912
賞与引当金	2,587	1,020
その他の引当金	428	418
資産除去債務	105	-
その他	37,900	34,690
流動負債合計	146,695	137,207
固定負債		
社債	119,895	102,425
長期借入金	121,791	123,946
リース債務	1,391	680
繰延税金負債	1,027	321
再評価に係る繰延税金負債	32,395	28,391
退職給付引当金	21,461	21,146
長期預り敷金保証金	31,214	30,689
資産除去債務	1,488	1,604
その他	1,454	1,265
固定負債合計	332,119	310,470
負債合計	478,814	447,678
純資産の部		
株主資本		
資本金	38,803	38,803
資本剰余金	29,922	29,920
利益剰余金	3,997	8,213
自己株式	218	217
株主資本合計	72,503	76,719
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,438	1,585
土地再評価差額金	7,594	3,590
その他の包括利益累計額合計	6,155	2,004
少数株主持分	375	310
純資産合計	66,723	75,025
負債純資産合計	545,538	522,703

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【 四半期連結損益計算書】

【 第 3 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)
営業収益	187,575	184,478
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	142,244	137,985
販売費及び一般管理費	33,101	33,907
営業費合計	175,345	171,893
営業利益	12,229	12,585
営業外収益		
受取利息	85	82
受取配当金	234	200
負ののれん償却額	40	-
受託工事事務費戻入	199	89
雑収入	247	286
営業外収益合計	807	658
営業外費用		
支払利息	4,558	4,074
雑支出	260	436
営業外費用合計	4,818	4,511
経常利益	8,218	8,733
特別利益		
固定資産売却益	6	18
固定資産交換差益	-	277
投資有価証券売却益	1,014	-
関係会社株式売却益	-	6,148
工事負担金等受入額	3	-
補助金	8	5
貸倒引当金戻入額	296	-
移転補償金	462	-
退職給付制度改定益	130	78
退職給付過去勤務債務等償却額	842	-
その他	158	14
特別利益合計	2,923	6,543
特別損失		
固定資産売却損	1	0
固定資産除却損	762	398
固定資産圧縮損	66	264
投資有価証券評価損	0	269
関係会社株式交換損	-	74
減損損失	20	46
事業整理損	-	678
店舗閉鎖損失引当金繰入額	7	-
バスカード精算額	250	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	409	-
その他	12	208
特別損失合計	1,530	1,939
税金等調整前四半期純利益	9,610	13,336
法人税、住民税及び事業税	3,176	1,596

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
法人税等調整額	1,064	5,135
法人税等合計	4,241	6,731
少数株主損益調整前四半期純利益	5,369	6,604
少数株主利益	34	62
四半期純利益	5,404	6,667

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	5,369	6,604
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	463	146
土地再評価差額金	21	4,003
その他の包括利益合計	442	4,150
四半期包括利益	4,926	10,755
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,961	10,818
少数株主に係る四半期包括利益	34	62

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1. 「連結納税制度」の適用	第1四半期連結会計期間より、連結納税制度を適用しております。
2. 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等」の適用	第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
3. 「法人税率の変更等」による影響	<p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.63%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.96%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.58%となります。</p> <p>この変更により、当第3四半期連結会計期間末における一時差異等を基礎として再計算した場合、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は918百万円減少し、法人税等調整額は1,050百万円増加しております。</p> <p>なお、当連結会計年度における実際の影響額は、当連結会計年度末の一時差異等を基礎として計算されるため、上記の金額とは異なることとなります。</p>

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	12,939百万円	12,775百万円
のれんの償却額	241百万円	241百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,067	2.50	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	1,067	2.50	平成22年9月30日	平成22年12月1日	利益剰余金

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成22年10月19日を払込期日とする公募増資及び平成22年11月17日を払込期日とするオーバーアロットメントによる株式売出しに関連して行う第三者割当増資を実施いたしました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金及び資本剰余金がそれぞれ7,640百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が38,803百万円、資本剰余金が29,922百万円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,225	2.50	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月2日 取締役会	普通株式	1,225	2.50	平成23年9月30日	平成23年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	運輸業	建設業	流通業	不動産業	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
営業収益								
(1) 外部顧客への営業収益	29,487	9,364	83,504	45,073	20,145	187,575		187,575
(2) セグメント間の内部営業収益又は振替高	1,080	3,707	918	2,349	7,263	15,318	(15,318)	
計	30,567	13,072	84,422	47,423	27,408	202,893	(15,318)	187,575
セグメント利益	5,502	154	359	6,620	389	11,998	230	12,229

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビルメンテナンス業、ホテル業及び広告代理業等の事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	運輸業	建設業	流通業	不動産業	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
営業収益								
(1) 外部顧客への営業収益	28,853	7,576	80,414	48,917	18,717	184,478		184,478
(2) セグメント間の内部営業収益又は振替高	971	1,981	606	2,473	6,315	12,349	(12,349)	
計	29,825	9,557	81,020	51,390	25,033	196,827	(12,349)	184,478
セグメント利益	5,370	577	418	7,296	133	12,374	210	12,585

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビルメンテナンス業、ホテル業及び広告代理業等の事業を含んでおります。
2. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

事業分離

1. 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む取引の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社ジュピターテレコム
東京急行電鉄株式会社

(2) 分離した事業の内容

横浜ケーブルビジョン株式会社(ケーブルテレビ事業)

(3) 事業分離を行った主な理由

横浜ケーブルビジョン株式会社は、昭和58年7月の設立以来、相鉄線沿線地区を中心にサービスの提供に努めてまいりました。しかしながら、通信放送業界においては、近年、顧客獲得競争の激化や技術革新の進展など事業を取り巻く環境が厳しさを増しております。今後、お客様のニーズに応じた様々なコンテンツやサービスを提供するとともに、技術革新に迅速、柔軟に対応し設備環境の充実を図るためには、当社グループ子会社としての運営には、将来的に限界もあるため、当社が保有する同社の全株式を、業界最大手で専門的ノウハウも優れた株式会社ジュピターテレコム、及び子会社が同社の隣接エリアでケーブル事業を展開する東京急行電鉄株式会社に譲渡いたしました。

(4) 事業分離日

平成23年10月7日

(5) 法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

関係会社株式売却益 6,148百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	586百万円
固定資産	3,023百万円
資産合計	3,610百万円
流動負債	2,229百万円
固定負債	935百万円
負債合計	3,165百万円

(3) 会計処理

横浜ケーブルビジョン株式会社の株式の連結上の帳簿価額と、この対価として当社が受け取った現金との差額から、外部のアドバイザーに支払った報酬の額を差し引いた金額を関係会社株式売却益として特別利益に計上しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

セグメント情報において「その他」に含まれております。

4. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	累計期間
売上高	1,945百万円
営業利益	101百万円

(1) 株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	12円14銭	13円60銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	5,404	6,667
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	5,404	6,667
普通株式の期中平均株式数(千株)	445,081	490,164

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成23年4月1日
 至平成23年12月31日)

(重要な子会社株式の譲渡)

当社は、平成23年12月22日開催の取締役会において、当社の完全子会社である相鉄ローゼン(株)の株式の20%を丸紅(株)へ譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 株式譲渡の理由

当社では、連結営業収益でも大きな割合を占める流通業を運輸業・不動産業と並ぶグループ事業の第3の柱と位置づけており、流通業の中核会社である相鉄ローゼン(株)は平成20年より食品スーパー事業に強いネットワークと優れたノウハウを持つ丸紅(株)と業務提携し、売上の拡大及び企業体質の強化を図ってまいりました。今般、食品スーパー事業の強化を志向する当社及び相鉄ローゼン(株)のニーズと、食品流通分野の更なる強化を志向する丸紅(株)とのニーズが合致いたしましたので、3社間の連携強化を図るため、資本提携を実施するものです。

(2) 株式譲渡の概要

(ア) 売却する相手会社の名称
 丸紅株式会社

(イ) 売却の時期
 平成24年1月1日

(ウ) 当該子会社の名称、事業内容
 名称 相鉄ローゼン株式会社
 事業内容 食料品他小売業

(エ) 売却する株式の数、売却損益及び売却後の持分比率
 売却株式数 400株
 売却価額 3,000百万円
 売却益 350百万円
 売却後の持分比率 80%

2【その他】

第144期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)中間配当については、平成23年11月2日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

中間配当金の総額.....1,225百万円
 1株当たり中間配当金.....2円50銭
 支払請求権の効力発生日及び支払開始日.....平成23年12月1日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

銘柄	保証会社	発行年月	券面総額 (百万円)	償還額 (百万円)	提出会社の当四 半期会計期間末 現在の未償還額 (百万円)	上場金融商品取 引所又は登録認 可金融商品取引 業協会名
相鉄ホールディングス(株)第 9回無担保社債	相模鉄道(株)	平成17年6 月20日	15,000	15,000	15,000	
相鉄ホールディングス(株)第 10回無担保社債	同上	平成18年4 月19日	15,000	15,000	15,000	
相鉄ホールディングス(株)第 11回無担保社債	同上	平成19年9 月13日	20,000	20,000	20,000	
相鉄ホールディングス(株)第 15回無担保社債	同上	平成21年7 月24日	15,000	15,000	15,000	
相鉄ホールディングス(株)第 17回無担保社債	同上	平成22年2 月10日	10,000	10,000	10,000	
相鉄ホールディングス(株)第 20回無担保社債	同上	平成22年7 月28日	10,000	10,000	10,000	
相鉄ホールディングス(株)第 21回無担保社債	同上	平成22年7 月28日	10,000	10,000	10,000	

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

第143期有価証券報告書「第二部 提出会社の保証会社等の情報 第1 保証会社情報 3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」をご参照ください。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月13日

相鉄ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 横井直人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市川一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松木豊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている相鉄ホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、相鉄ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に子会社株式の譲渡に関する事項が記載されている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。